## 佐賀県規則第28号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則 佐賀県農業大学校管理規則(昭和59年佐賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(職制)	(職制)
第6条 大学校に校長、副校長、教授及び <u>助教授</u> を置く。	第 6 条 大学校に校長、副校長、教授及び <u>准教授</u> を置く。
2~5 略	2 ~ 5 略
(職務)	(職務)
第7条 略	第7条略
2~5 略	2 ~ 5 略
6 教授は、教務及び研修事務 <u>を掌る</u> 。	6 教授は、 <u>専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に</u> 優れた知識、能力及び実績を有する者であって、 教務及び研修事 務 <u>に従事する</u> 。
7 助教授は、教授を補佐し、教務及び研修事務に従事する。	7 <u>准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優</u> <u>れた知識、能力及び実績を有する者であって</u> 、教務及び研修事務 に従事する。
8 略	8 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。